

職業紹介事業における個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、ビジネスセンター 人材部の職業紹介事業従事者とする。
個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 見原 健二とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1.に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。
また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 個人情報取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。
さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、当社の職業紹介責任者 見原 健二とする。

職業紹介事業の業務の運営に関する規程

第1 求 人

1. 当社は、国内における全職種に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者またはその代理人が、所定の書式によりお申込みください。
直接来社できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際の受付手数料は無料です。

第2 求 職

1. 当社は、国内における全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来社されて、所定の書式によりお申込みください。
3. 常に、日雇の又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、当社に特別の登録をしておき別に定める登録証の提示によって求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう責任を持って紹介に努めます。
2. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を紹介できるよう責任を持って努めます。
3. 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ所定の求人案内書、または、希望される場合にはファクシミリの利用もしくは電子メール等により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ求人案内書、ファクシミリの利用、電子メール等による明示ができないときは、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、所定の推薦状にて紹介手続きを行います。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
6. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または事業所閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を行いません。
7. 就職が決定した場合には、求人者から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、職業紹介事業に係る求職者等からの苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 雇用関係が成立した場合には、求人者、求職者、それぞれから当社にご連絡ください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様にご連絡ください。
また、当社の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6ヵ月以内に離職（解雇された場合を除く）したか否かについて、求人者から当社にご連絡ください。
3. 当社は、求職者または求人者から知り得た個人情報を、個人情報適正管理規定に基づき、適正にお取り扱いいたします。
4. 当社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、それらの情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。
また、それらの情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等からそれらの情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、それらの情報が正確、最新の内容でないことを当社が確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的にそれらの情報が最新かどうか確認する、または、それらの情報の時点を明らかにする措置を講じます。
5. 当社は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、相談・助言、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行いません。
6. 当社の取扱職種の範囲等は、国内における全職種です。
7. 当社の業務の運営に関する規程は、以上のとおりですが、当社の職業紹介事業は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営しますので、ご不明点などがありましたら当社担当者にお問い合わせください。

職業紹介 手数料表

サービスの種類及び内容		手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	無料	
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬	【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40%を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40%を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40%を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途申し受けます。

返戻金制度

- 求職者が求人者に入社後、3ヵ月以内で自己都合により退社した場合に返戻金制度があります。
- 入社後1ヵ月以内の退社 ⇒ 紹介手数料の80%返金
 - 入社後3ヵ月以内の退社 ⇒ 紹介手数料の50%返金

※求職者からは手数料は徴収いたしません。

許可番号	22-ユ-300502
事業所名称	株式会社 S B S メディアビジョン
事業所所在地	静岡県静岡市駿河区登呂3丁目1-1